

全労済協会だより

vol.60

CONTENTS

- 2012年 新年を迎えて 1
新年のご挨拶 理事長 高木 剛
- コラム「暮らしの中の社会保険・労働保険⑰」... 3
今回のテーマは「高齢者と雇用」について考えます。
- 全労済協会からのお知らせ 2
●当面のスケジュール
- シリーズ オフィスガード 4
(団体建物火災共済) Q&A⑧

2012年新年を迎えて(新春インタビュー付録)

理事長 高木 剛



新年 明けましておめでとうございます。

日頃は、全労済協会の諸活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

昨年3月11日に発災した「東日本大震災」や台風12号等の災害により、まだ心の底から新年を祝う気持ちになれない方も大勢いらっしゃるとは存じますが、

2012年が良い年となることを衷心より祈念し、誌上ではございますがご挨拶を申し上げます。

2011年3月11日、14時46分18秒に宮城県牡鹿半島沖海底を震源としたM9.0規模の大地震は、想像だにしないほどの大津波を伴って、東日本各地へ大きな爪あとを残しました。その後の国内総力を挙げた復興作業にもかかわらず、未だに仮設住宅や仮宿で暮らさざるを得ない方が多数いらっしゃいます。政府、民主党を中心とする与党は、懸命の努力を行ったとは思いますが、これまで経験したことのない事態のため、復興政策の決定に遅れをもたらしました。

重ねて、福島第一原子力発電所の重大事故が被害に追いつちをかけた。放射能による被害は、今後どのくらいの期間に亘って現地への影響を及ぼし続けるのか、また被曝による人体への影響はどのようなものが起こりうるのか、答えが見えない状況にあります。それ以外にも事故賠償や原子力発電停止による東京電力の事業経営の問題はもと

より、原子力発電の今後をめぐり、国内全体における電力供給に大きな課題を突きつけています。

国外に目を向ければ、「アラブの春」と呼ばれるインターネットによる情報交換を発火点とした民主化デモや騒乱、またそれらによる独裁体制・軍事政権体制の崩壊、リビアのカダフィ大佐の死去など、民衆の力による大きな変化が現れたようにも思われました。しかし同時にヨーロッパでは、ギリシャの財政危機を発端にEU全体の通貨不安と財政金融問題に飛び火し、ギリシャ以外にもスペイン、ポルトガル、イタリアなどの国債金利の上昇、つまりは市場における国の財政への不信となって、ソブリンリスク(国家的信用リスク)を引き起こし、金融市場による圧力にさらされています。経済の不振は欧州だけのものではなく、長引くデフレに見舞われている日本を含め、世界全体を覆っています。

変化の兆しもあります。昨年、一昨年は「無縁社会」「格差社会」など、個々人と社会の断絶が目につく事象も多々ありましたが、2011年は震災の影響もあってか、人々が積極的に助け合い、支え合う姿を多く感じることができ、人と人とのつながりを感じられる言葉として「絆」が、(財)日本漢字能力検定協会による「今年の漢字(2011年)」や、民間による「流行語大賞」に選ばれました。

全労済協会も2011年度のシンクタンク事業のテーマを「絆の広がる社会づくり」として、震災被害への支援活動を含め様々な活動を展開していますが、今後も人と人との連帯、勤労者の連帯による勤労者福祉の向上と相互扶助の発展のため、微力ながら精一杯尽くす所存でございます。

2012年における全労済協会の課題としては、シンクタ

ンク事業の一層の充実、相互扶助事業の認可特定保険業への切り替えやそれに伴う諸課題への対応、公益法人制度改革に基づく新法人への移行準備など、大変多くの課題を抱え、変革の時期を迎えております。課題の達成に向けて、今年も関係各所の皆様方に何かとお世話に相成る

ことも多いかと存じますが、何卒ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、今年も皆様のご健勝とご発展、ご多幸を心より祈念し、2012年初頭のご挨拶とさせていただきます。

新春インタビュー

■東日本大震災からの復興や福島第一原発の対応、EU危機やTPP問題など、2012年も多くの懸案を抱えた出発となりますが、高木理事長として、いま最も気になることはどのようなことでしょうか？

被災地の問題、TPP交渉の行方、欧州の経済問題など、気になることはたくさんありますが、何よりも今年こそは日本経済がデフレから抜け出せるような、経済政策・社会政策を総動員することが必要です。「デフレ」イコール「国民への分配不足」と「円高」の犯人です。TPPについては、共済事業にも関わる部分もあり、慎重な交渉が強く望まれます。EUについても現在の政策は根本的な解決には至っていません。ソブリンリスク(国家的信用リスク)問題は日本も無縁ではなく、税・社会保障の一体改革として消費税の引き上げを行うのであれば、国民の合意形成を十分に図ることが重要です。

■昨年の大震災からの復興も未だ道半ばという感じですが、今後の課題や、次に備えるための課題についてどのように考えますか。

被災地の雇用をどう回復させるか。工場や職場の滅失により、まだ7万人とも言われる人々が仕事に就けていない。復旧による元の仕事への復職や、新たな雇用機会の創出を急がなくてははいけません。2012年は雇用の復元が最大の課題と思います。また、放射能による汚染については、国が責任を持って除染を行う必要があります。住宅再建のための「被災者生活再建支援法」についても、法律制定以来の大規模な災害への対応状況について、あらためて評価し、見直しの必要性を検討する必要があると思います。

■ご自身の今年1年のテーマ、抱負などがあればお聞かせください。

日本の社会は、色々な意味で見直しや変革を求めら

れています。「改革」は現状否定ではなく、現状を踏まえて新たな道を切り開くことであり、長所を伸ばして欠点を補正することが重要です。この意味での「改革」を労働運動や福祉活動にも当てはまることとして、この1年間頑張りたいと考えています。その他にごく個人的な抱負を言えば、趣味である「囲碁」の力量を^{いちもく}一層上げたい(笑)。

■2012年は、国連による「国際協同組合年」に定められており、様々な組織が取り組みを進めています。全労済グループもその一つですが、協同組合の役割や期待する点についていかがですか。

協同組合活動は、社会の民主化のための大きな切り口の一つであり、この国際協同組合年の取り組みが協同組合の諸活動を発展させ、進化させていく契機にできればと期待しています。また、発展途上国においても、最も求められるのは協同組合的な発想や理念であり、今年をスタートとしてアジアを中心とした国に協同組合を広めていくことも大事な視点になると思います。国内的には、協同組合に関連する法律の見直しが課題であり、生協法の見直しを含め、協同組合に携わる者が力を合わせて前進できるよう、微力ですがお手伝いしたいと考えています。

■大変な読書家でいらっしゃいますが、昨年読んで面白かった本や、この正月に読まれた本を教えてください。

昨年読んで面白かった本としては、『韃靼の馬』(辻原登/日経新聞出版社)や『銀の島』(山本兼一/朝日新聞出版)、少し前の出版ですが『暗闘 スターリン、トルーマンと日本降伏』(長谷川毅/中公文庫)などがありました。年末から正月にかけては、『タイに渡った鑑識捜査官』(戸島国雄/並木書房)を読んでいた。内容も大変面白いです。著者がタイに科学的な捜査鑑識手法を導入し、その成果が上がりつつあることに敬意を表し、紹介させていただきます。

全労済協会からのお知らせ

▶全労済協会当面のスケジュール

日時	内容	主な議題など
2月21日(火)	第132回理事会	2012年度活動計画(骨子案) 他



暮らしの中の社会保険・労働保険⑪「高齢者と雇用について」

少子高齢化の中で、60歳代の高齢者の雇用確保にかかわる政策が注目を集めています。そこで、今回は高齢者の雇用と雇用保険の課題について考えます。

Q1. 高齢者世帯の収入はどのような状況ですか。

A1. 65歳以上の高齢者世帯の総所得は平均で約308万円、内、公的年金・恩給は約7割を占めています(表1)。

〈表1〉高齢者世帯の1世帯当たり平均所得金額と構成割合

	総所得	稼働所得	公的年金等	財産所得	社会保障給付	仕送りその他
金額:万円	307.9	53.2	216.2	18.2	2.5	17.7
割合: %	100.0	17.3	70.2	5.9	0.8	5.7

(注1)「高齢者世帯」とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

(注2)「社会保障給付」は年金以外の社会保障給付をいう。

出所:厚労省「平成22年国民生活基礎調査」

また、年金を主な収入源とする世帯は60歳代後半では6割強を占めます(表2)。賃金と年金のウエイトの変化が年齢変化に連動しており、年金支給開始までの雇用継続の重要性が伺えます。なお、雇用保険を主な収入源とする方は、50歳代後半の0.9%、60歳代前半の1.0%に対し60歳代後半は0.2%となっています。

〈表2〉高年齢者の生活の主な収入源(単位:%)

	賃金収入	自営業等収入	年金収入	財産収入	社会保障給付	貯蓄取崩し他
55~59歳	72.7	9.7	9.4	1.1	1.9	5.2
60~64歳	46.9	9.6	35.8	1.4	1.3	5.0
65~69歳	21.7	9.3	62.3	2.5	1.4	2.8

(注1)収入源には同一世帯の配偶者、子、親族の収入等を含む。

(注2)「社会保障給付」は雇用保険と生活保護の合計。

出所:労働政策研究・研修機構「高年齢者の雇用・就業の実態に関する調査」(2009年)から作成

Q2. 雇用保険では高齢者の失業についてどのように取り扱われているのですか。

A2. 年齢の観点から雇用保険への加入を見ると、65歳未満は「一般被保険者」となりますが、65歳以上は原則として被保険者の適用除外とされます。例外として、65歳到達前から継続して同一の事業主に雇用されている場合(高年齢継続被保険者)や季節的に雇用される場合(短期雇用特例被保険者)、日雇労働被保険者に該当する場合は、65歳以上であっても被保険者となりますが、「一般被保険者」にはなれません。

一方、算定基礎期間(被保険者期間とほぼ同じ)が20年以上ある被保険者が失業した場合の保険給付については、一般被保険者には離職理由・離職日の年齢・就職困難度に応じて、所定給付日数として150日~360日分の基本手当が支給されます。しかし、高年齢継続被保険者には50日分、短期雇用特例被保険者には40日分の基本手当相当額がそれぞれ一時金として支給されるだけで、一般被保険者に比べて大きな格差があります。また、技能習得手当や傷病手当等が一般被保険者にしか支給されないことも、高年齢

継続被保険者などとの格差をさらに広げています。なお、日雇労働被保険者は印紙保険料納付日数に応じて13日~17日分(普通給付の場合)が支給されます。この結果、たとえば、20年以上雇用保険の一般被保険者であった65歳の方が定年再雇用の満了等により退職する場合は、一時金として基本手当の50日分しか支給されないのに対し、65歳到達前に自己都合退職して求職活動を行うときには、最高で150日分が支給されることとなります。

つまり、離職後は基本手当を受給しないと損だと考えれば、65歳到達直前に退職するインセンティブが生じます。このことは立法趣旨は別にして、年齢にかかわらず働く社会をめざす考え方は矛盾しており、年齢の区切り等の見直しが急がれます。

Q3. 雇用保険では高齢者の雇用についてどのように取り扱われているのですか。

A3. 雇用保険では高年齢雇用継続給付により、高齢者の雇用継続を支援しています。特に、高年齢雇用継続基本給付金は、60歳定年後に賃金を引下げて再雇用し、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢まで雇用延長する場合に、引下げ後の賃金の最高15%を支給するものです。しかし、その支給対象期間は60歳に達した月から65歳に達した月までです。ここでも、65歳以上の安定した雇用は予定されていないと言えます。

ところで、「高年齢者雇用安定法」により2013年4月からは少なくとも65歳までの雇用延長義務が課せられますが、「継続雇用制度」(いわゆる定年再雇用)を採用している場合、現在は再雇用の対象者の「基準」を労使協定により定めることができます。一方、2010年6月1日からの1年間で、定年を迎えた約43万5千人の内、継続雇用を希望したものの「基準」に該当せず離職した人は7,623人(1.8%)です(表3)。

〈表3〉定年到達者に占める継続雇用者の人数と割合

	定年到達者	継続雇用希望せず	継続雇用者	基準非該当離職者
人数	434,831	107,137	320,071	7,632
%	100.0	24.6	73.6	1.8

(注) 常時雇用労働者31人以上の全国の企業約14万社対象

出所:厚労省「高年齢者雇用状況報告」(平成23年6月1日現在)

今、希望者全員の65歳までの雇用と、年齢にかかわらず働く意志と能力のある高齢者の就業機会の確保が、企業や行政を含む社会全体に求められています。なぜなら、そのことが高齢者の生きがいを高め、社会の支え手を増やし、社会保障給付の効率化を促進し、その持続可能性の確保につながる唯一の道ではないかと思われるからです。

(社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)

シリーズ オフィスガード(団体建物火災共済) Q&A ⑧

Q1 玄関の外に置いてある玄関マット(庇やエントランスの下に敷いてあるマットなど)が盗難被害にあいました。給付の対象となるでしょうか?

A1 建物内に収納されているものが給付対象となりますので、外に置いてある玄関マットは、共済金支払の対象外となります。

Q2 マンションの1室を事務所としています。今回、他人が居住している上の階から風呂の水が溢れたことによる水漏れの被害を受けました。給付の対象になりますか?

A2 団体建物火災共済では、他人の住居からの水漏れは保障の対象になっておりません。ただし、上の階で火事があり、その消防活動によるものの場合や、暴風雨などによる浸水の場合は、給付対象となります。

Q3 事務所で使用している来客用のソファが、お客さまのたばこで焦げ目ができてしまいました。このような場合は、火災として給付対象となりますか?

A3 団体建物火災共済では、「火災」とは、人の意図に反してまたは放火により発生し、もしくは人の意図に反して拡大する消火の必要のある燃焼現象であって、これを消火するためには、消火施設またはこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とする状態をいいます。従いまして、今回の場合は、火災に該当しないため、給付の対象とはなりません。

Q4 台風によって、屋根の一部が損壊し、屋内が水濡れ被害となりました。どこまで保障されますか?

A4 台風を原因として建物が損壊し、そこから台風による雨が吹き込んだという一連の事故については、実際に損壊を受けた建物はもちろん、雨が吹き込んだことによる水濡れの建物内部の損壊、動産の損壊も保障の対象になります。

ただし、建物の損壊が発生したことによる損壊が対象となりますので、建物の損害が無く、誤って開け放っていた窓から雨が吹き込んだというような場合は、対象外となります。また、具体的な給付額の認定にあたっては、修理業者の見積書を提示いただき、これに基づいて算出することを基本としていますが、お支払できる給付金については、ご契約の内容ごとに算出する基準が変わってきますので、詳細はパンフレットの給付基準をご参照ください。

全労済協会だより vol.60 2012年1月

発行: **全労済協会**
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木 剛 編集責任者: 小池 正明

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyoukai.or.jp>